

議員活動資料

■2008/08/20 (水)

請願に対する考察

イ) 市議会への請願に対する紹介議員は必要か。

議会規則では 4 名以内の紹介議員が必要であります。私は、議会規則の議員紹介は撤廃すべきと考えております。憲法で保障された権利を何人がこれを行いたいと思うときに、前述のとおり「旧法と異なって請願の対象、方法、内容などについての制限も排斥されている」ことを鑑みるときに、市議会が請願行為に議員紹介の要件を課することは、主権者たる国民（市民）の目線に立っていないのではないかと感じます。

憲法は「何人」と国民の定義より広義であることを考えると、制約を設けることが必ずしも違憲とは言えないのであろうか。衆議院規則や参議院規則に倣って、地方議会への請願も議員の紹介を課しています（地方自治法第 124 条、125 条）が、地方議会への請願はもっと門戸を開放すべきであると考えれば、国会への請願はさておいて、地方自治法は改正すべきです。

ロ) 請願者を委員会に出頭を求める手立ての疑義について。

市議会に請願が提出されますと所管の常任委員会で審査することとなります。

この際、常任委員会の審査過程で願意が把握できないとき、あるいは審査に支障をきたす恐れがあるときは、議会は請願者を参考人制度を活用して議会に出頭して願意をお聞きすべしと地方議会の解説書等に搔いてありますが、これはおかしいと感じます。

請願者が議会に請願書を提出する折に、?@紹介議員が請願者と面談している筈であること。?A 請願者は書面作成段階で紹介議員なり議会事務局との事務折衝がなされて初めて請願が受理されていること等を勘案すれば、委員会審査の段階でも請願者に同席を求め、委員が直接に願意を聞取りすることは、決して違法でないと判断します。委員会での聞取りをするために、参考人制度を利用して請願者を呼び出さなくてはならない現行の運用に疑問を感じます。

ハ) 請願者は参考人と言えるか

地方自治法第 109 条 6 項は、常任委員会は「当該普通地方公共団体の事務に関

する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる」と規定があります。

ここで「参考人とは」とはと定義しますと、「参考人とは委員会の審査、調査にあたり、当該審査、調査事件について、その者の経験した事実について陳述させるために出頭を求める関係人（一定の知識経験者又は利害関係人）のことをいう」と定義されています。

I. 私は、請願者は請願者であって、参考人とは法的に違うと思います。

A. 地方自治法第 124 条、125 条に議会に対する請願の取扱いの条文があります。地方自治法を制定した当時、法の制定者は、請願は書面により平穩に行うことから、請願された国民（市民）を議会に呼び出しをかけて直接問い質すことを想定しなかったのか、或いは請願者は当然に議会の要請があれば出頭して願意を述べることは当然である前提で、あえて条文を省いたのか分かりませんが、自治法には請願者の呼び出し条文がありません。私は、請願権の趣旨からして、後者であると解釈しております。

B. 議会が請願者に願意を聞きたいときの手続の明文がないから、便宜的に参考人制度（地方自治法第 109 条 6 項）を準用しているなら理解しますが、イで示した請願の項目には準用規定が見当たりません。参考人制度そのもの条文は地方自治法の内、第 6 章（議会）の第 5 節の委員会の項目に規定されているものであり、請願は第 7 節に別立て規定されていることを斟酌しても、参考人制度を請願人に適用することはおかしいと思います。

C. 地方自治法第 125 条で「請願の採択」という規定がありますが、議会に提出された請願を、議会が「採択」か「不採択」の議決をすることは、憲法で保障された請願権の趣旨からして疑問を感じます。

市議会への請願については、市長部局ほ所管部署に取次ぎをしてあげること
はあっても、採択か不採択かとして議すること自体、憲法で保障する請願を歪
めることとなると思うからです。